

(6) 地域密着型サービスの充実

現状と課題

地域密着型サービスとは、高齢者が認知症や中・重度の要介護状態になったときに、自宅や住み慣れた地域での生活が継続できるようにするためのサービスです。利用者の日常生活圏内での地域の実情に応じた柔軟なサービスが提供されるようにするため、原則として、事業所所在の市町村の被保険者のみ利用可能となっており、市町村が必要整備量を計画に定め、サービス事業者を指定・指導監督することになります。

第7期介護保険事業計画期間においては、今後ますます増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を2ユニット(18人)整備しました。

認知症や中重度の要介護者となっても無理なく在宅生活を継続するため、また家族介護の負担を軽減し、介護による離職を防止するためには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護など「短時間・1日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といったサービスを組み合わせ一体的に提供する包括報酬サービスの充実が不可欠で、市内の事業所と連携しながら市民や関係者への周知を行い利用の促進を図るとともに、本市におけるサービスニーズを見極めながら基盤整備を行う必要があります。居宅における訪問看護等、近年の医療系サービスの利用状況等を踏まえると、この傾向は今後も進むものと推測されます。

また、受け皿となっている住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅について、積極的に県等と連携・情報共有を行い、サービスの質が保てるよう努めます。

今後の取り組み

医療的ケアを必要とする場合においても、住み慣れた環境で生活し、かつ他者との交流も実現できる看護小規模多機能型居宅介護の整備を行います(1事業所)。看取りまでを含み、住み慣れた環境において、本人の在宅生活やその家族の在宅介護の限界点を支えることを目標とします。